

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 58 回）
2. 日 時	平成 25 年 4 月 4 日（木） 10:00～11:05
3. 議 案	1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について 「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について、事務局より、平成 25 年 3 月 14 日から平成 25 年 3 月 28 日の間に実施したパブリック・コメントに寄せられた意見及び当該意見への考え方を集約した資料についての説明がなされた。</p> <p>当該パブリック・コメントの結果、規則改正案については変更を加える必要はないとされた。なお、施行日については、当該規則改正の周知期間を考慮し、「付則」において「7 月 1 日」と明記することとする旨の説明がなされたところ、どの案件から適用になるのかを明らかにすべきとの意見が出され、施行日以後に発行決議が行われる案件から適用する旨を加えることとなった。</p> <p>以上の対応について特段の異論は提起されなかったため、当該規則改正案及びパブリック・コメントの結果は本ワーキング・グループとしての最終的な取りまとめとされ、検討を終えることとなった。</p> <p>今後は当該規則改正案及びパブリック・コメントの結果における「考え方」の内容について当局と調整を進め、4 月のエクイティ分科会及び自主規制会議における審議を経て施行される見通しとなった。</p> <p>なお、これまでの議論において、「株価の大幅な下落」の「大幅」の判断基準について、各証券会社における対応に大きな差異が生じないように標準的な指標をガイドラインとして示してはどうかといった意見が出されていた。</p> <p>この点について、「大幅」について画一的な基準を明示すると、各証券会社がこれまで積み上げてきた引受けに係る株価審査の社内基準及び実務慣行を変更しなければならなくなる可能性が危惧される、また、各社において個別案件ごとに実態に即して判断されるべきではないか、といった意見が大勢を占めた。</p> <p>また、特に共同幹事案件においては各社ごとに判断基準が異なると、発行体と協議を行う・行わないの判断に差が生じて足並みが揃わないのではないかとこの意見が示されたが、今般規則で求める発行体との協議はこれまでも行っているコミュニケーションの域を出るものではなく、他の主幹事会員の基準に該当したが自社の基準に該当しない場合に協議しないという態度に固執するものではないのではないかと、この意見が大勢を占めた。</p> <p>以上のことから、新たなガイドライン等は作成されないこととなった。</p>
	<p>2. その他 平成 25 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 19 日までの間、少額投資非課税制度（日本版 ISA）の愛称を募集していること、また、協会のメールマガジン及びフェイスブックについて、事務局より紹介がなされた。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）